

# 富山県地域包括ケアシステム推進会議設置要綱

## (目 的)

第1条 医療、介護、介護予防、生活支援、住まいに関わる関係者が協働・連携して、富山県の地域性に即した効率的かつ効果的な地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進するため、富山県地域包括ケアシステム推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 地域包括ケアシステムを支える地域づくりに係る企画に関すること。
- (2) 介護予防・生活支援・高齢者のニーズに応じた住まいの取り組みの企画に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの推進及び調整に関すること。
- (4) その他、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進に関すること。

## (委 員)

第3条 推進会議は、地域包括ケアシステム推進に関わる関係者等のうちから知事が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

## (会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は副知事（厚生部担当）をもって充て、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 会長が出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

## (会 議)

第5条 推進会議は、知事が招集する。

- 2 推進会議は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (任 期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の次の年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (富山県地域包括ケア実践顕彰)

第7条 推進会議は、地域包括ケアに関する活動を積極的に実践する団体や事業者を県民の模範として広く紹介するため、推進会議に富山県地域包括ケア実践顕彰検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会は、推進会議委員のうち、会長が選任する委員をもって組織する。
- 3 検討委員会の会議は、会長が招集する。

## (ワーキンググループ)

第8条 2040年を見据えた施策の個別企画等、推進会議の検討事項について、具体的に検討するため、推進会議にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、県、市町村、介護保険組合等の職員のうち、地域包括ケアシステムの構築の実務に関わる者をもって組織する。
- 3 ワーキンググループの会議は、高齢福祉課長が招集する。
- 4 ワーキンググループは必要に応じ、学識経験者等アドバイザーの出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 ワーキンググループで検討した内容は、推進会議に報告する。

(事務局)

第9条 推進会議、検討委員会及びワーキンググループの庶務は高齢福祉課において処理する。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。